

## 1. 裁判所による遺産分割調停または審判があった場合

◆ 調停に基づくお手続きの場合

● 調停調書謄本(家庭裁判所発行)

調停調書正本または、謄本が必要です。

◆ 審判書に基づくお手続きの場合

● 審判書謄本(家庭裁判所発行)

審判書正本または、謄本が必要です。

● 確定証明書(家庭裁判所発行)

◆ 裁判上の和解に基づくお手続きの場合

● 和解調書謄本(家庭裁判所)

※ 調停・審判・裁判上の和解の場合は、被相続人および相続人の戸籍謄本の提出は不要です。